

遠隔医療設備整備事業（医療施設等設備整備費補助金）の概要

※令和8年度事業の実施については、現時点では未定です。補助の基準額、補助率等は変更の可能性があります。

1 事業目的

この事業は、情報通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

医療施設の開設者

3 事業内容

情報通信機器を活用して病理画像、X線画像、動画等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。
また、患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。

4 補助内容

以下の基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額に補助率(1/2)を乗じて得た額の合計額を補助（千円未満の端数切り捨て）

基準額	対象経費	補助率	下限額
1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1 遠隔病理診断 (1) 支援側医療機関 4,598 千円 (2) 依頼側医療機関 14,198 千円 2 遠隔画像診断及び助言 (1) 支援側医療機関 16,390 千円 (2) 依頼側医療機関 14,855 千円 3 遠隔手術指導 5,580 千円 4 オンライン診療装置 2,660 千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	1 / 2	1 か所につき 150,000 円

☎兵庫県庁医務課医療人材確保班
TEL:078-341-7711（内線 73767）
HP「兵庫県 遠隔医療」で検索